15

内国法人が、非適格合併等により法第六十二条の八第一項に規定する被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人の株式（出資を含む。）その他の資産を交付しなかつたときは、当該非適格合併等に係る同項に規定する資産調整勘定の金額及び同条第三項に規定する負債調整勘定の金額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該非適格合併等が第四条の三第二項第一号（適格組織再編成における株式の保有関係等）に規定する無対価合併で同項第二号ロに掲げる関係があるもの又は同条第六項第一号イに規定する無対価分割で同項第二号イ(2)に掲げる関係若しくは分割法人が分割承継法人の発行済株式若しくは出資（当該分割承継法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を保有する関係があるものである場合において、当該非適格合併等に際して財務省令で定める資産評定が行われたとき（次号に掲げる場合を除く。）　イに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額を当該非適格合併等に係る法第六十二条の八第一項に規定する資産調整勘定の金額とし、ロに掲げる金額がイに掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額を当該非適格合併等に係る同条第三項に規定する負債調整勘定の金額とする。

イ　当該非適格合併等により移転を受けた事業に係る将来の債務（法第六十二条の八第二項第一号に規定する退職給与債務引受け又は同項第二号に規定する負担の引受けに係るもの及び既にその履行をすべきことが確定しているものを除く。）で当該内国法人がその履行に係る負担の引受けをしたものの額として財務省令で定める金額

ロ　当該非適格合併等により移転を受けた資産（営業権にあつては、独立取引営業権に限る。）の資産評定による価額

二　当該非適格合併等により移転を受けた事業に係る営業権（独立取引営業権を除く。）の当該法第六十二条の八第二項第一号に規定する取得価額（当該非適格合併等に際して前号に規定する財務省令で定める資産評定を行つている場合には、同号イに掲げる金額を含む。）の合計額が当該非適格合併等により移転を受けた負債の額（同条第二項に規定する負債調整勘定の金額及び同号ロに掲げる金額を含む。）の合計額に満たない場合　当該非適格合併等に係る同条第一項に規定する資産調整勘定の金額及び同条第三項に規定する負債調整勘定の金額は、ないものとする。

第二編第一章第一節第三款第一目の目名を次のように改める。

第一目　リース譲渡

第百二十四条第一項中「長期割賦販売等」を「（リース譲渡」に改め、同項第一号中「第六十三条第六項」を「第六十三条第一項」に、「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同項第二号中「長期割賦販売等（法第六十三条第二項に規定する」及び「（以下この目において「リース譲渡」という。）に該当するものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に、「第六十三条第二項」を「第六十三条第一項」に改め、同号ロ及びハ中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第二項中「、長期割賦販売等」を「、リース譲渡」に、「、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）を「又は適格現物出資（」に、「、被現物出資法人又は被現物分配法人」を「又は被現物出資法人」に、「長期割賦販売等（」を「リース譲渡（」に、「移転長期割賦販売等」を「移転リース譲渡」に改める。

第百二十五条第一項中「長期割賦販売等」を「（リース譲渡」に、「長期割賦販売等に該当する同項に規定する資産の販売等（以下この目において「資産の販売等」という。）」及び「資産の販売等に係る収益」を「リース譲渡に係る収益」に改め、同条第三項中「資産の販売等」を「リース譲渡」に改める。

第百二十六条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に、「規定する資産の販売等又は」を「規定する」に改め、同項各号及び同条第二項第二号中「資産の販売等又は」を削る。

第百二十七条を削る。

第百二十六条の二の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に、「規定する資産の販売等又は」を「規定する」に、「、適格現物出資又は適格現物分配」を「又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被現物分配法人に当該資産の販売等又は」を「又は被現物出資法人に当該」に改め、同項各号及び同条第二項各号中「資産の販売等又は」を削り、同条を第百二十七条とする

第百二十八条の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条第一項中「、適格現物出資又は適格現物分配」を「又は適格現物出資」に、「この項」を「この条」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は現物分配法人」を「又は現物出資法人」に、「（長期割賦販売等」を「（リース譲渡」に、「長期割賦販売等に該当する資産の販売等」を「リース譲渡」に、「第百二十六条の二第一項（非適格株式交換等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理に関する規定の不適用）を「前条第一項」に、「第百二十六条の二第一項に」を「当該資産の販売等」を「当該リース譲渡」に、「長期割賦販売等の」を「リース譲渡の」に改め、同条第二項中「適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）」を「適格合併等」に、「被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この項において「被合併法人等」という。）」を「被合併法人等」に、「適格分割又は適格現物出資に」を「適格分割等に」に、「分割法人又は現物出資法人から当該分割法人又は現物出資法人」を「分割法人等から当該分割法人等に、「適格分割又は適格現物出資の」を「適格分割等の」に、「第百二十六条の二第一項」を「前条第一項」に、「第六十三条第七項」を「第六十三条第六項」に改める。

第百二十九条第三項中「の対価」を「に係る収益」に改め、同条第四項中「とみなす」を「及び前項の工事の請負に係る収益の額とみなす」に改める。

第百三十九条の四第六項中「百分の二・二」の下に「（当該課税仕入れ等の税額に係る消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合及び当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十一号に規定する課税貨物が同項第十一号の二に規定する軽減対象課税貨物に該当するものである場合には、百分の一・七六）」を加え、「消費税法」を「消費税に関する法令」に改める。

第百三十九条の十第一項中「控除する」を「控除をされるべき」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十二条の五第五項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、」を削り、同号ニを削り、同号ホ中「。ホにおいて「平成二十七年改正法」という。」を削り、「平成二十七年改正法第八条」を「同法第八条」に、「ホにおいて「平成二十七年旧措置法」を「ニにおいて「平成二十七年旧措置法」に改め、「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（ホにおいて「平成二十五年旧措置法」という。）第四十二条の四の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「特別控除）、」を「特別控除）（ニに、「読み替えられた平成二十七年旧措置法」を「読み替えて適用する場合を含む。）の規定により平成二十七年旧措置法」に改め、「又は平成二十五年旧措置法第六十八条の九の二第一項若しくは第二項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成二十五年旧措置法第六十八条の九第一項から第三項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定」を削り、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「次に」を「イに掲げる規定により法人税の額から控除をされるべき金額並びにロ及びハに」に改め、同号イ中「から第七十条の二まで（税額控除）を「（外国税額の控除）又は第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除」に改め、同号ロ中「同条第三項に規定する中小企業者等」の下に「（ロにおいて「中小企業者等」という。）」を加え、「第四十二条の五第二項若しくは第三項」を「第四十二条の五第二項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、「同法第四十二条の四第三項に規定する」を削り、「地方活力向上地域」及び「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「雇用者給与等支給額が増加した場合」を「給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に改め、「同条第二項第七号に規定する」を削り、「、第六十六条の七第四項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十六条の九の三第四項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）を「又は第四十二条の十二の六第二項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」に改め、同号ニを削る。